

## 第4章 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

### I 交流及び共同学習について

#### 1 交流及び共同学習に関する動向

「交流及び共同学習」は、障害者の人権を守る国際的な流れの中から、我が国の重要な取組として進められている。我が国は、国内法の整備を行い、平成26年に「障害者権利条約」を批准し、障害のある人もない人も共に生きる共生社会の形成を目指している。その中で「交流及び共同学習」は、文部科学省が進めるインクルーシブ教育システム構築の中で大変重要な位置を占め、千葉県においても、特別支援教育の重要な施策となっている。

中央教育審議会は、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）では、「学校の学習活動にとどまらず、障害のある子どもたちが地域社会の構成員であることをお互いが学ぶという、地域社会の中での交流及び共同学習の推進を図る必要がある」としている。

また、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議）では、学校教育における取組として、「心のバリアフリー」について触れている。共生社会に向けて、多様性を理解し、「障害の社会モデル」を踏まえ、差別や排除の行動を行わず、お互いの良さを認め合い協働していく力を養うべく、指導の方法を検討すべきである。特に、障害のある人との触れ合い等の体験活動を通じて、幼児児童生徒が頭で理解するだけでなく、感性としても「心のバリアフリー」を身に付けることが重要であることが述べられている。平成30年文部科学省に学校関係者や障害者関係団体、有識者等で構成する「心のバリアフリーノート」の作成検討会を設置し、令和元年11月に「心のバリアフリーノート」を作成・公表した。内容は、様々な心身の特性や考え方もつなぐ、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、学び合い・支え合い・育ち合う関係を形成していくことを目的に、小学生用・中学生用「心のバリアフリーノート」とそれぞれの指導者用「心のバリアフリーノート」が示された。また、「バリアフリーに関する基本的な理解」「バリアフリーについて考える学習」「バリアフリーについて行動する学習」で構成した児童生徒の書き込み用教材となっている。

これからの交流及び共同学習は、場を学校に限定せず、地域社会も視野に入れた取組が求められるものと考えられる。

#### 2 交流及び共同学習の意義

小・中学校等及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人が触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

【交流及び共同学習】「障害者基本法」では、第16条「国及び地方公共団体は、障害者がその年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」とし、「障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」、「障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」という、交流及び共同学習の推進に関する規定が示されている。

幼稚園教育要領、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校学習指導要領等では、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けるように示され、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることとなっている。

令和3年に改訂された第7次千葉県障害者計画では、「障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築」を目標とし、交流及び共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子供たちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進めていく。という取組の方向性が示されている。

##### (1) 障害のある子供にとって

交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障害のある子供にとっては、様々な人々と助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながる。

**(2) 障害のない子供にとって**

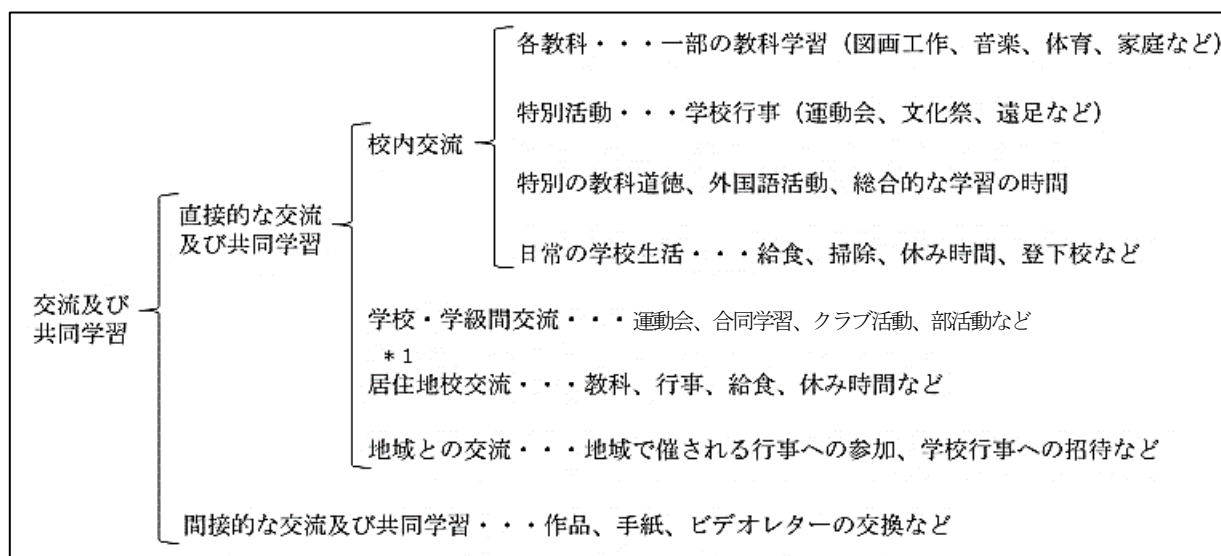
障害のない子供にとっては、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながる。

**(3) 交流及び共同学習に係る学習指導要領の規定及び実施にあたっての留意事項（学習指導要領より）**

交流及び共同学習に係る学習指導要領の規定			
	小学校	中学校	特別支援学校学習指導要領
総則	<p>第5 学校運営上の留意事項</p> <p>2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携</p> <p>教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、<u>障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。</u></p>	<p>第5 学校運営上の留意事項</p> <p>2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携</p> <p>教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>イ 他の中学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、<u>障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。</u></p>	<p>第6節 学校運営上の留意事項</p> <p>2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携</p> <p>教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、<u>障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。</u></p>
特別活動	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、<u>幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。</u></p>	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、<u>幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。</u></p>	<p>特に、小学部の児童又は中学部（高等部）の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、<u>小学校の児童又は中学校（高等学校）の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。</u></p>
生活	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項には配慮するものとする。</p> <p>(5) 具体的な活動や体験を行うに当たっては、<u>身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようにすること。</u></p>		

交流及び共同学習の実施にあたっての留意事項等（学習指導要領解説より）		
	小・中学校 小学校・中学校学習指導要領解説 総則	特別支援学校 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則等編 (幼稚園・小学部・中学部・高等学校)
意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会</li> <li>・同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有している。</li> <li>・相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進していく必要</li> <li>・児童生徒が他の学校の児童生徒と理解し合うための絶好の機会</li> <li>・同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場</li> <li>・学校全体が活性化するとともに、児童生徒が幅広い体験を得、視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待</li> </ul>
内容の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習</li> <li>・文通や作品の交換といった間接的な交流及び共同学習など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校等と学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で実施</li> <li>・文通や作品の交換、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深める など</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある幼児児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切</li> <li>・特別支援学級の児童との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、計画的、組織的に継続した活動を実施することが大切</li> </ul>

### 3 交流及び共同学習の形態



\*1 [居住地校交流]

特別支援学校の幼児児童生徒が、教育課程上の連携を保ちながら、自分の住んでいる地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校において、行事等に参加したり、一部の教科学習を共に受けたりするなど、住んでいる地域の学校等で行う交流及び共同学習の形態

## 4 交流及び共同学習の展開

### (1) 関係者の共通理解

交流及び共同学習の実施に当たっては、学校の教職員、子供たち、保護者など当該活動に関わる関係者が、取組の意義やねらい等について、十分に理解し、共通理解をもって進めることが大切である。

### (2) 体制の構築

教職員によって交流及び共同学習に関する理解や取組状況が異なることから、個々の教職員の取組に任せるのではなく、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に継続して取り組むことが大切である。

- ①全教職員を対象に校内研修や事例報告会を実施するなどにより、学校全体で取組を共有する。
- ②これまでに蓄積された交流及び共同学習を実施するためのノウハウをまとめて学校内で共有する。

### (3) 指導計画の作成

交流及び共同学習を計画的・継続的に行うためには、年間指導計画の中に位置付けておくことが大切である。

- ①教育課程上に位置付ける。
- ②活動の形態や内容、回数、時間、場所を設定する。
- ③単発の交流やその場限りの活動とならないよう、事前・事後学習も含めて、一体的な活動を計画する。

### (4) 活動の実施

<事前学習>

- ①充実した活動を行うためには、事前に、子供たちや活動に関わる関係者に対し、担当する教職員が活動のねらいを明確にし、理解を深めておく。
- ②ねらいの設定に当たっては、この活動を通して子供のどのような資質・能力を育成するのかを検討する。
- ③関係者間でねらいを達成するために、障害に関する理解や一緒に活動を行う子供の特性や個性についての理解を勧める。
- ④活動を円滑に実施するために、実際の活動内容や役割分担等について事前学習を行う。

<活動当日>

- ①子供たちが主体的に活動に取り組むことができるようにする。
- ②障害のある子供たちの活動の状況や周囲の者の支援の様子を常に把握し、円滑に活動できるようにする。
- ③事故防止に努めるとともに、障害のある子供に対し、活動が負担過重にならないように留意する。

<事後学習>

- ①子供が活動してみてどう感じたか、今後どのような活動をしていきたいかなどについて、振り返ってみたり、周囲の人に伝えたりすることで、活動のねらいに基づいて子供たちの理解を深めるとともに、交流及び共同学習に対する関心を一層高めるようにする。
- ②その後の日常生活においても、機会をとらえて障害者理解に係る指導を丁寧に継続することが、教育の効果を高めることにつながるため、その場限りの活動に終わらないよう、継続的に行えるものを計画することが大切である。

### (5) 評価

以下のような評価を次回の活動に生かし、必要な改善や計画の見直しを行い、よりよい交流及び共同学習にしていくことが大切です。

- ①交流及び共同学習のねらいがどの程度達成できたのか、活動を通して相互理解がどのように進んだのかなどについて具体的に評価するとともに、交流及び共同学習について教育課程上に位置付けた各教科等の目標に照らしてどのような資質・能力が身に付いたかを評価する。
- ②その後の学校生活や学校外の生活において、子供がどのような姿を見せているのか、子供の意識や行動にどのような変容や成長があったのかなどについても、捉えることにする。

## 5 交流及び共同学習の実例 <実践例>

### (1) 「理科の授業を通して」 【自閉症・情緒障害特別支援学級の児童(A児)と通常の学級の校内交流】

	特別支援学級の児童	通常の学級の児童
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不思議だなど思ったことを友達と共に実験をすることにより確かめることができる。</li> <li>○多くの友達と一緒に活動することに慣れ、見通しをもって活動する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然の事物・現象についての理解を図り、科学的な見方や考え方を養う。</li> <li>○A児と協力して活動し、正しい理解と認識を深める。</li> </ul>
交流の実例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A児と仲の良いメンバーでグループを組み実験を行った。</li> <li>・写真入りの実験手順を示した表をあらかじめ作成し、誰でも活用できるようにした。</li> <li>・まとめの場面では、A児に分かりやすい言葉で話したり、絵や図を活用したりして話し合った。</li> </ul>	
評価	(観察) 不思議だなど思ったことについて観察等により確かめることができた。 (事後の観察) 今日の学習の内容を友達と一緒に確認し、今後の見通しをもつことができた。	(ノート) 実験結果を把握し、分かりやすい言葉でまとめられていた。 (観察) A児へ分かりやすい言葉や絵などを活用して実験の結果を伝えていた。

### (2) 「特別支援学校一日体験活動を通して」 【特別支援学校と中学校の学校間交流】

	特別支援学校の生徒	中学校の生徒
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中学生を意識して、自己紹介や挨拶する。</li> <li>○自分の作業分担や仕事内容が分かり、中学生と協力して作業製品を作ろうとすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他者を理解、尊重し、様々な人と共に助け合って生きる基盤を培う。</li> </ul>
交流の実例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間2回の計画で行った。交互に学校へ出向き、グループを組んで活動した。</li> <li>・作業学習では、事前にビデオで内容を中学校に伝えておき、説明時の時間を短時間にした。当日はすぐに特別支援学校の生徒と中学生が一緒に活動することができた。</li> </ul>	
評価	(作品) お礼の作文では、一緒に作業をして楽しかったと書いていた。次回の中学校での体験を楽しみにしている気持ちが書かれていた。	(事前学習) 事前学習では、作業製品の出来栄のきれいさに感動したと言い、作業の仕方を覚えたいと発言していた。

### (3) 「交流会への参加を通して」 【特別支援学校の児童(B児)と小学校の居住地校交流】

	特別支援学校の児童	小学校の児童
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いろいろな友達がいることを知り、人との関わりを経験する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○B児との活動に取り組むことにより、同じ地域で暮らす仲間として理解を深め、認め合う。</li> </ul>
交流の実例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流は年間2～3回程度、通常の学級の児童(同学年)と一緒に機会を設けた。</li> <li>・B児の好きな曲をダンスに組み入れ、あらかじめ小学生の踊っているビデオで練習しておいた。</li> <li>・グループはB児と同じ地区に住む児童で構成した。</li> </ul>	
評価	(観察) 周囲の友達の動きを見ながら、同じように踊ろうとしていた。 (事後の観察) 交流した友達の名前を、担任に何度も伝えていた。発表会のビデオを見ながら、教室でも楽しそうに踊る姿が見られた。	(地域での様子) 休日、B児と会った時に自ら話しかけていたと保護者より聞いた。 (作品) 交流会の思い出を絵で表現した。B児と手をつないで踊る様子を描いていた。理解の深まりが感じられた。

## 6 特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習

小中学校等の特別支援学級に在籍する子供については、通常の学級に在籍する子供と共に学ぶ機会を積極的に設けることが重要である。そのため、特別支援学級の子供が、特別支援学級に加え、同じ学年の通常の学級にも在籍し、通常の学級の一員としても活動できるような取組を充実し、子供一人一人の障害の状態等や個々の事情を勘案しつつ、ホームルーム等の学級活動や給食等について可能な限り共に行うことが必要である。

交流及び共同学習ができる環境を整備し、同じ学校の子供であるという意識を意図的に醸成することにも留意する。

## (1) 特別支援学級担任の役割

通常の学級の担任・教科担任とも連携して、校内委員会等において、教育課程に基づいて、交流及び共同学習の具体的実施計画について積極的に提案等を行っていく。

その際には、通常の学級と特別支援学級間における交流及び共同学習の目標を共有し、確認するために、通常の学級の担任・教科担任との間で密に情報交換を行うとともに、双方にどのような教育的効果があるのかを明らかにしたうえで臨む。

## (2) 実施に当たっての留意事項

- ①特別支援学級に在籍している子供が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。
- ②特別支援学級において当該子供に編成した教育課程の目的が達成されるよう、当該子供を担当する教員等が適切な指導を行いながら、実施する必要があり、指導体制が整わないまま実施することは不適切である。

### <引用・参考文献>

- 1) 幼稚園教育要領 小学校(中学校)学習指導要領 (文部科学省) 平成29年7月
- 2) 小学校(中学校)学習指導要領解説(総則編) (文部科学省) 平成29年7月
- 3) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン (文部科学省) 平成29年
- 4) 学校における交流及び共同学習の推進について～「心のバリアフリー」の実現に向けて～ (こころのバリアフリー学習推進会議) 平成30年2月2日
- 5) 特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領 (文部科学省) 平成30年3月
- 6) 交流及び共同学習ガイド (文部科学省) 平成31年
- 7) 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ (文部科学省) 令和3年6月
- 8) 第7次千葉県障害者計画 (千葉県健康福祉部) 令和3年